

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社東和設備	代表取締役 和田 富雄	高知県知事許可 (般・特-2)第4447号	高知市介良乙577-1

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和6年8月21日から令和6年10月20日まで (2月)
指名停止の理由	<p>株式会社東和設備は、専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を、民間発注の政令で定める重要な建設工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当 同要綱の取扱いの別表第2関係5の(2)(県発注工事以外に関する建設業法違反)に該当</p>